

野洲市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
野洲市教育委員会

目次

1. 計画の趣旨・現状3
2. 目標と計画の期間5
3. 業務量管理・健康確保措置の内容6
4. 関連する取組、今後のフォローアップについて8

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

「野洲市教育大綱」の基本理念は「愛と輝きのある教育のまち・野洲」であり、特に学校教育の分野においては「豊かな心」「健やかな体」「確かな学力」を育むことを謳っている。これまで、その具現化は、一定程度、通常の勤務時間を超えた教育職員の勤務実態の上に成り立っていた。教育職員の勤務状況を改善し、心身ともに健康で、働きやすさと働きがいを両立した環境の中でこの3つの力を子どもたちに身に付けさせられるよう、設置者の責任の下、適正な業務量管理と健康確保の措置を行うことをこの計画の趣旨とする。

(2) 本市の現状

本市では、平成31年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「学校における働き方改革の取組方針」を定め、毎年見直しを行いながら教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。また、中学校における部活動のガイドラインを策定し、同様にその縮減に取り組んできた。加えて規則等を見直しや、職場環境や人的な面での改善・充実などの措置を図ってきた。

●「学校における働き方改革の取組方針」(野洲市教育委員会・令和7年度版)

- ・時間外在校等時間月45時間以内を目指す
- ・時間外在校等時間月あたり80時間を超える教育職員をなくす
- ・平日は午後7時までに退勤
- ・週に1回定時退勤日の設定
- ・夏季休業期間に5日間以上の集中休暇を設定

●「部活動ガイドライン」(野洲市教育委員会)

- ・休養日は週2日以上(平日1日、休日1日)
- ・活動は平日2時間以内、休日3時間以内
- ・朝練習は原則なし

●条例、規則、運用の策定・改正等(令和7年度末まで)

- ・野洲市学校管理運営規則 …… 課業日の見直し(第2学期:8月27日～⇒9月1日)
- ・校外行事実施基準 …… 校外行事の整理と届出・報告書の様式変更
- ・ステップウィークの設置 …… 長期休業日前後の事務処理時間の創出
- ・授業時数の上限設定(年間1086時間以内)
- ・夏季休業期間中の早出遅出制度の実施
- ・中学校制服の教育委員会での契約一元化

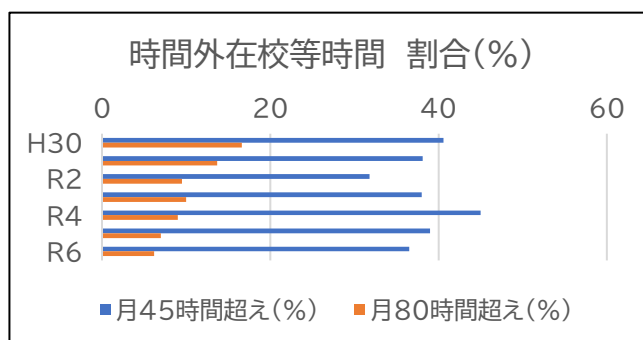
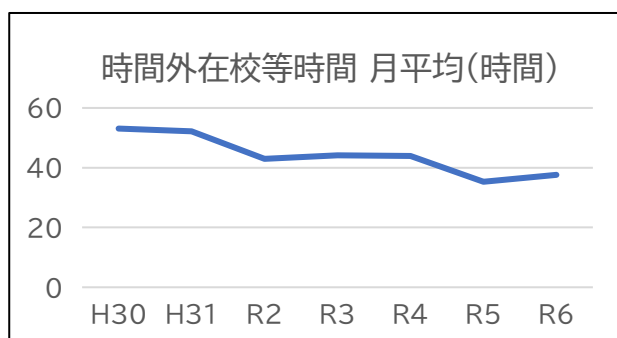
●職場環境の改善、支援者の充実(令和7年度末まで)

- ・自動応答電話の設置による時間外業務の軽減
- ・無線環境の改善による授業・分掌事務の快適化
- ・校務支援ソフトの更新による業務の効率化
- ・自動採点ソフトの導入による採点業務の軽減
- ・SSW・SVの配置による福祉課題への連携強化
- ・ALTの配置による英語科教育の充実
- ・学校司書の配置による学校図書館運営の充実と効率化
- ・学校支援員(SSR担当)の配置による見守り体制の強化
- ・家庭教育支援員の配置による学校と家庭の連携強化
- ・その他市費支援員等の充実による諸課題解決

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、現状は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況(管理職を含む教育職員)】

校種	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	34.8時間	31.9%	3.9%
中学校	42.4時間	44.3%	10.3%
野洲市全体	37.6時間	36.5%	6.2%



	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
時間外在校等時間 月平均(時間)	53.1	52.2	43	44.2	43.9	35.3	37.6
月45時間超え(%)	40.6	38.1	31.8	38.0	45.0	39.0	36.5
月80時間超え(%)	16.6	13.7	9.5	10.0	9.0	7.0	6.2

上記のことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定する。

2. 目標と計画の期間

○本計画において達成を目指す目標と期間は以下のとおりとする

時間外在校等時間に関する目標				
目 標		実態(R6)	中間目標(~R9)	最終目標(~R11)
(1)	1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間以内にする	37.6時間	35時間	30時間
(2)	1か月時間外在校等時間が月45時間超の割合を0%にする	36.5%	20%	0%
(3)	1か月時間外在校等時間が月80時間超の割合を0%にする	6.2%	3%	0%
ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標				
目 標		実態(R6)	中間目標(~R9)	最終目標(~R11)
(1)	年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする	12.5日	13日	14日
(2)	ストレスチェックの「働きがい」の項目について、「大きい」「やや大きい」「普通」と回答した教職員の割合を80%まで高める	69.5%	75%	80%
(3)	ストレスチェックにおける健康リスク(全国平均の相対的数値)の値100以下を維持する	90	100以下	100以下

3. 業務量管理・健康確保措置の内容

○本市では、目標を達成するため、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1)「業務の3分類※」を踏まえた業務の見直し

※「業務の3分類」：中央教育審議会答申(平成31年1月25日)より、学校及び教師が担う業務の明確化・適正化についての基本的考え方で、学校業務を3つに分類する。分類の仕組みを確実に構築することが必要とされている。

① 基本的には学校以外が担うべき業務

* 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等

- ・スクールガードによる見守り活動の推進
- ・登下校時の保護者・地域住民による「ながら見守り」の啓発

* 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応

- ・放課後から夜間における見回りについては、守山警察等と連携し、児童生徒を意識したパトロールにゆだねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

* 学校徴収金の徴収・管理(公会計化等)

- ・学校徴収金について、野洲市立学校徴収金取扱要領に基づき、原則現金を扱わないこととし、学校での管理業務の負担を軽減する。

* 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等、学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校がスクールロイヤー等の専門家を活用できる環境を整備する。また、学務課内に相談窓口を設置し行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

② 学校の業務だが、必ずしも教師が行う必要がない業務

* 調査・統計等への回答や事務処理の軽減

- ・校務支援システムの機能やエクセルの集計機能等を活用することによって、文書事務負担を軽減する。
- ・学校事務体制の強化のため、事務共同実施の効率化を図る。

* 学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・教育委員会は小学校の水泳学習について、民間施設利用促進を図る。。
- ・中学校の水泳学習は体育館の空調設備の設置に合わせて、領域を変えて保健体育の授業を行う。

* 部活動の地域展開

- ・休日の部活動地域展開をめざす。
- ・平日の部活動については、最大で週3日間を活動日とする。
- ・週3日間は16:45で活動終了とする。
- ・部活動指導員の配置を拡充する。

* ALT や学校司書などの人材を拡充し、教員と協働しながら役割を分担していく。

③ 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

* 授業準備、学習評価や成績処理

- ・授業準備等を補助するスクールサポートスタッフを全校に配置する。
- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

* 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制を構築する。
- ・教育委員会は、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携を促進する。
- ・教育委員会は、児童生徒理解のための研修を企画し、実施する。
- ・教育委員会は、学校が関係機関と連携・協働し、適切な役割分担ができる体制の構築を図る
- ・医療・福祉に関する専門的な人材の学校への派遣を拡充する。

(2)学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することにより教育職員が担う業務を適正化する

- ・各学校は、教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数を、年度当初の計画段階で真に必要な時数に設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って(小4以上は年間で1086 単位時間以上)編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・デジタル技術の活用により、成績処理業務や出欠管理業務などの校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検を実施し、改善を図る。
- ・勤務時間外の自動応答電話機能の全校設置をめざす。
- ・地域学校協働活動等による地域人材活用の推進

(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉の確保と、労働安全衛生法等の規定の遵守に関する取組の促進

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を2か月連続して超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェックの実施率100%を維持し、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を教育委員会に設け、適切な機関へつなぐ。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。(長期休業等の期間中に1週間以上の一斉閉校期間の設定を行う。)
- ・課業日の早出遅出勤務制度について検討する。
- ・実効性のある定時退勤日の取組を進める。

4. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 教育委員会は、取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間と年休取得日数の状況を把握し、毎年度、野洲市のHPで公表するとともに、総合教育会議に報告する。
 - 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況は、出退勤管理システムで把握する。
 - 年休取得状況は年休簿を用いて年単位で把握する。

- 教育委員会は学校での児童生徒等の課題解決のため関係部局・関係機関との連絡調整に取り組む。
 - 不登校に関することはふれあい教育相談センターと連携して取り組む
 - 発達に関することは発達支援センターと連携して取り組む
 - 虐待に関することは家庭児童相談室・中央子ども家庭相談センターと連携して取り組む
 - 命・健康に関することは健康推進課・子育て支援センターと連携して取り組む
 - 犯罪・触法行為に関することは守山警察警察署生活安全課・守山野洲少年センターと連携して取り組む
 - 人権に関することは人権施策推進課・市民交流センターと連携して取り組む
 - 保護者対応についてはスクールロイヤーと連携して取り組む

- 教育委員会は、各学校の状況を常に把握確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることをめざし、個別の支援・指導を実施する。

- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- 各校時間外在校等時間の状況を、教育委員会が毎月確認する。年休取得状況は年終了時に集計を行う。

- 各学校における働き方改革の取組状況は、校長会等で共有し、具体的措置の取組などについて協議する。

- 取組状況の共有と計画見直しを行うため、「学校における教員の働き方改革特別検討会」を開催するとともに、総合教育会議に報告する。